

保存版

重要事項説明書

〈重要なお知らせ〉～必ずお読みください～

お申込み前に、「契約概要」、「注意喚起情報」、「その他重要事項」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。特に保険金をお支払いできない主な場合などにご注意ください。この重要事項説明書はご契約後も大切に保管ください。なお、詳細につきましては、後日送付する「保険約款(やっかん)」を必ずお読みいただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、アメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店までお問い合わせください。



新・医療総合保険
定期型



新・医療総合保険
終身型



この冊子(重要事項説明書)等をご確認いただくにあたり、「**保険の用語**」をご活用ください。

契約概要 ～ご契約の概要について～

この「契約概要」は、この保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。

▶▶ 1 ページ

注意喚起情報 ～お申込みの際にご注意いただきたい事柄～

この「注意喚起情報」は、保険契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

▶▶ 5 ページ

その他重要事項 ～その他ご確認いただきたい事柄～

この「その他重要事項」はご契約にあたってご確認いただきたい事項や「契約概要」・「注意喚起情報」についての補足的情報をまとめたものです。

▶▶ 8 ページ



保険の用語

この重要事項説明書や同封のパンフレット等をお読みいただくにあたり、この保険プランをより正確にご理解いただくために、知っておいていただきたい保険の専門用語を解説します。

〈五十音順〉

① かいやくへん きん かいやくへん ほけんりよう 解約返れい金・解約返れい保険料

お客様が保険契約を解約した場合に、受け取ることができるお金のことです。保険の種類や契約方式により、返れい金の有無や金額は異なります。

② かにゅうねんれい けいやくねんれい 加入年齢(契約年齢)

補償対象者の保険期間の開始時における満年齢をいいます。申込時に加入可能年齢の範囲内であっても、保険期間の開始時において範囲外である場合は、ご加入(契約)いただけません。

③ こくちぎむ 告知義務

お客様が保険契約のお申込みの際等に、契約の条件を設定するための重要な事柄のうちアメリカンホーム保険会社が告知を求めた「告知事項」について本当のことをアメリカンホーム保険会社に申し出る義務をいいます。

④ こくちじこう 告知事項

アメリカンホーム保険会社が申込書・告知書にて告知を求めた、身体障害が生じる可能性に関する重要な事項や他の保険契約に関する事項をいいます。

⑤ しつこう 失効

補償対象者が亡くなられたために保険契約の効力が失われることをいいます。

⑥ しょうせきにん かいしび 支払責任の開始日

アメリカンホーム保険会社が保険契約上、保険金をお支払いする責任を開始する日をいいます。保険責任の開始日と支払責任の開始日が一致するのが一般的ですが、この保険契約のガン入院保険金支払特約における乳ガンについての支払責任等、補償内容によっては一致しないこともあります。

⑦ はらいこみきじつ 払込期日

保険料を払込みいただく日のことをいいます。

⑧ びょういんなど 病院等

日本国内にある病院・診療所等および日本国外にある同等の医療施設のことをいいます。

⑨ ふっかつ 復活

保険料の払込みがなかったことにより保険契約が解除となった後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、健康状態・傷病歴について改めて告知をしていただきますが、告知していただいた内容等によっては復活できないこともあります。この保険では、「定期型」の場合は解除から3か月、「終身型」の場合は解除から6か月が経過すると復活できなくなります。

⑩ ほけんきかん 保険期間

保険契約の期間のことをいいます。

⑪ ほけんきかん かいしび 保険期間の開始日

保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。保険始期日ともいいます。一般的には支払責任の開始日と一致しますが、この保険のガン入院保険金支払特約における乳ガンについての支払責任等、補償内容によっては支払責任が開始しない場合もあります。

⑫ ほけんきん 保険金

保険契約上補償される場合に、アメリカンホーム保険会社からお客様にお支払いするお金をいいます。

⑬ ほけんきんがく 保険金額

保険契約上補償される場合にアメリカンホーム保険会社からお客様にお支払いする保険金の限度額をいいます。

⑭ ほけんけいやくしゃ 保険契約者

アメリカンホーム保険会社と保険契約を結び、保険契約上の権利(契約内容変更の請求権等)と義務(保険料の払込み等)を持つ人のことをいいます。

⑮ ほけんしき おうとうび 保険始期応当日

保険期間の開始日(保険始期日)に対応する日のことで、年単位、月単位の2つの保険始期応当日があります。
(例) 保険期間の開始日が平成23年5月1日の保険契約の場合
・年単位の保険始期応当日:平成24年以降毎年の5月1日
・月単位の保険始期応当日:平成23年6月1日以降の毎月1日

⑯ ほけんしょうけん 保険証券

保険契約成立後にアメリカンホーム保険会社からお客様にお渡しする、保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保険金額や保険期間等が記載されています。保険金のお支払いや各種手続きの際に必要となります。

⑰ ほけんせきにんかいしき ほけんせきにんかいしび 保険責任開始期・保険責任開始日

保険契約上の責任を開始する時点を保険責任開始時または保険責任開始期といいます。保険責任開始時が属する日を保険責任開始日といいます。

⑱ ほけんりよう 保険料

お客様が保険契約に基づいてアメリカンホーム保険会社に払込むお金のことです。保険契約のお申込みをしても、保険料の払込みがなければ、補償が開始されません。

⑲ ほけんりよう はらいこみほうほう かいすう 保険料の払込方法(回数)

この保険の保険料の払込方法(回数)は、保険期間中の全ての保険料を分割して毎月払込む月払となります。

⑳ ほしょうたいしょうしゃ 補償対象者

保険の対象になる人で、保険証券に書かれている被保険者のことをいいます。

㉑ むこう 無効

保険契約の締結の際、保険契約者等が保険金を不法に取得することを目的としていた場合等に、保険契約がはじめから効力を生じなかったことをいいます。なお、この保険のガン入院保険金支払特約において、ガンの支払責任が開始する前に、ガンと診断確定された場合等はその特約が無効となります。

㉒ もうしこみしょこくちしょ 申込書・告知書

アメリカンホーム保険会社と契約内容を取り決め、ご契約に際しての大切な事項をお知らせいただく重要な書類です。

㉓ やっかん ふつうほけん やっかん とくやく 約款(普通保険約款・特約)

保険金のお支払い、保険料の払込み等、保険契約の内容をあらかじめ定めたものです。

普通保険約款 保険料の払込み等、保険契約上の取り決めをあらかじめ定めたものです。

特約 普通保険約款の内容を変えたりする取り決めの他、保険金をお支払いする内容について定めたものです。

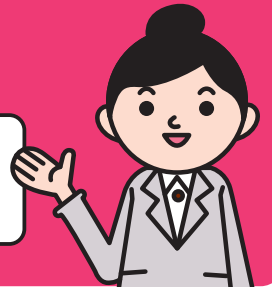
㉔ ゆうよきかん 猶予期間

この保険では第2回目以降の保険料について払込期日までに保険料の払込みの都合がつかない場合のために、払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料の払込みがないと保険契約は解除となります。なお、猶予期間は保険料が月払の場合は、払込期日が属する月の翌月末日までとなります。ただし、払込期日が保険期間満了時の前々月の場合に限り、その払込期日の翌々月(保険期間の満了する日の属する月)の末日までが猶予期間となります。

契約概要

～ご契約の概要について～
(新・医療総合保険)

この「契約概要～ご契約の概要について～」は、
ご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために
特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。



●この書面は、保険契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約に際しては、「注意喚起情報」、「その他重要事項」もあわせてご確認ください。

1 商品の仕組みについて

この商品は「新・医療総合保険」で、ガンで入院、手術をされた場合などを補償する保険です。
また、10年ごとに祝い金(積立期間満了時返れい金)をお支払いします。



⚠️ ご注意

- この商品は、**保険期間**【→用語10】が10年間の定期型、または保険期間が終身の終身型のどちらかとなります。お申込み時に保険期間をご確認ください。(この後、保険期間が10年間の保険契約を【定期型】、保険期間が終身の保険契約を【終身型】といいます。)
- 【終身型】であっても、傷害死亡保険金支払特約・積立特約(無配当型)の特約保険期間は、10年間となります。なお、10年ごとの自動継続となり、満90歳を迎えた年の年単位の始期応当日の午後4時までとなります。それ以後の傷害死亡保険金支払特約・積立特約(無配当型)はありません。
- 対象となるガン(悪性新生物・上皮内新生物)については「その他重要事項 **11ページ**」でご確認ください。

2 補償内容について

保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合	
	該当する保険金のみ	共通	該当する保険金のみ	共通
ガン入院保険金 (ガン入院保険金支払特約) 	<p>補償対象者【→用語20】が保険期間の開始日以後(乳ガンの場合は、保険期間の開始日【→用語11】から91日目以後)に医師(※1)に診断確定された所定のガンで病院等【→用語8】において、保険期間中に入院(日帰り入院(※2)を含みます。)を開始した場合、入院初日からの入院期間に対し次の算式によって算出した額をガン入院保険金としてお支払いします。</p> $\text{ガン入院保険金日額} \times \text{上記入院期間の入院日数} = \text{ガン入院保険金の額}$ <p>支払限度日数 1入院あたりの日数・通算入院日数に制限はありません。</p> <p>(※1) 補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師をいいます。この商品において、この後同じです。 (※2) 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の有無などにより判断します。この後同じです。</p>		<p>次の①～③のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いしません。</p> <p>①補償対象者が医師によりガンと診断確定された時が、保険期間の開始日の午前0時(乳ガンの場合は、保険期間の開始日から91日目の午前0時)より前である場合</p> <p>②美容上の処置のみを目的とする入院である場合(ただし、原因がガンによる場合には保険金をお支払いします。)</p> <p>③歯科の治療を目的とする入院である場合(ただし、原因がガンによる場合には保険金をお支払いします。)</p>	<p>次の①・②のどちらかに該当する場合には、保険金をお支払いしません。</p> <p>①次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するガン</p> <p>(ア)補償対象者の麻薬・シンナー等の使用によるガン(ただし、治療目的で医師が用いた場合には保険金をお支払いします。)</p> <p>(イ)補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用またはこれらによるガン(ただし、治療目的で医師が薬物を用いた場合には保険金をお支払いします。)</p> <p>(ウ)核燃料物質等の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によるガン</p> <p>(エ)補償対象者の先天性異常</p> <p>②保険契約者【→用語14】または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項【→用語4】について、知っている本当のことを告げなかった場合または本当でないことを告げた場合の、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことによるガンの場合(ただし、補償対象者がガンであると医師に診断確定される前に、告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出てアメリカンホーム保険会社が承認した場合には保険金をお支払いします。)</p> <p>など</p>
ガン手術保険金 (ガン手術保険金支払特約) 	<p>補償対象者が保険期間の開始日以後(乳ガンの場合は、保険期間の開始日から91日目以後)に医師に診断確定されたガンの治療のため、保険期間中に病院等において公的医療保険制度の対象の手術(※)を受けた場合、ガン手術保険金をお支払いします。お支払いする額は「入院を伴う場合」と「入院を伴わない場合」で異なります。同時に複数の手術を受けた場合でも、重複しては保険金【→用語12】をお支払いしません。</p> <p>(※) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料・放射線(体外照射・組織内照射・腔内照射)でその総量が50グレイ以上となる場合に限りです。ただし、血液照射は除きます。治療料の算定対象として列挙されている診療行為(電磁波温熱療法を含みます。)をいいます。</p>		<p>次の①～③のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いしません。</p> <p>①補償対象者が医師によりガンと診断確定された時が、保険期間の開始日の午前0時(乳ガンの場合は、保険期間の開始日から91日目の午前0時)より前である場合</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合 ○		保険金をお支払いできない主な場合 ✕	
			該当する保険金のみ	共通
ガン手術保険金 (ガン手術保険金 支払特約)	(前ページをご確認ください)		(前ページから続きます) ②美容上の処置のみを 目的とする手術である 場合(ただし、原因がガ ンによる場合には保険 金をお支払いします。) ③歯科の治療を目的とす る手術である場合(た だし、原因がガンによる 場合には保険金をお支 払いします。)	(前ページをご確認ください)
ガン診断一時金(ガン診断一時金支払特約)	悪性新生物 診断一時金	補償対象者が保険期間の開始日から91日目以後に、所定の悪性新生物であると、医師に初めて診断確定された場合、悪性新生物診断一時金をお支払いします。 悪性新生物診断一時金または上皮内新生物診断一時金のお支払いの対象となったガンの医師による治療の終了後2年を経過した日の翌日以後に再び医師による診断確定を受けたガンが悪性新生物である場合には、再度悪性新生物診断一時金をお支払いします。	次の場合には、保険金をお支払いしません。 補償対象者が医師によりガンと診断確定された時 が、保険期間の開始日か ら91日目の午前0時より 前である場合	
	上皮内 新生物 診断一時金	補償対象者が保険期間の開始日から91日目以後に、所定の上皮内新生物であると、医師に初めて診断確定された場合、上皮内新生物診断一時金をお支払いします。 悪性新生物診断一時金または上皮内新生物診断一時金のお支払いの対象となったガンの医師による治療の終了後2年を経過した日の翌日以後に再び医師による診断確定を受けたガンが上皮内新生物である場合には、再度上皮内新生物診断一時金をお支払いします。		
ケガ死亡 保険金 (傷害死亡保険金 支払特約)	補償対象者が保険期間中の事故によるケガ(※)がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、ケガ死亡保険金をお支払いします。 なお、ケガ死亡保険金受取人は、補償対象者の法定相続人となります。 (※)補償対象者が保険期間中に日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガをいい、ここでいうケガには、身体外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は含みません。		次の①～③のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いしません。 ①次の(ア)～(カ)のいずれかの事由によって生じたケガ (ア) 保険契約者・補償対象者・保険金を受取るべき者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意 (イ) 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 (ウ) 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 a. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 b. 酒に酔った状態で自動車等を運転している間 c. 麻薬・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 (エ) 補償対象者の脳疾患・病気・心神喪失 (オ) 補償対象者の妊娠・出産・早産・流産 (カ) 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じたケガが、保険金をお支払いするケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。 ②補償対象者が次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する間に生じた事故によってこうむったケガの場合 (ア) 補償対象者が山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動等をしている間 (イ) 補償対象者がオートバイ・自動車・自転車等の競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラーその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間 (ウ) 補償対象者が乗用具(※1)で競技・競争等(※2)をしている間 ③保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、知っている本当のことを告げなかった場合または本当でないことを告げた場合の、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことによるケガの場合(ただし、補償対象者がケガをこうむる前に、告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出てアメリカンホーム保険会社が承認した場合には保険金をお支払いします。) (※1) 自動車等・モーターボート・その他これらに類するものをいいます。 (※2) 競技・競争等に準じるものおよび練習中を含みます。 など	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合 ○	保険金をお支払いできない主な場合 ✕
お祝い金 (積立期間満了時返れい金)	お支払いする場合・お支払いできない主な場合については、「⑥満期返れい金・解約返れい金・契約者配当金について ■満期返れい金(積立期間満了時返れい金)について」でご確認ください。	

⚠️ ご注意

傷病歴の告知と**保険金**【→用語12】のお支払いの関係について

- 保険期間の開始時より前の事故によるケガ・保険期間の開始時より前に診断確定を受けたガンはお支払いの対象となりません。ただし、保険期間の開始時より前に発病した病気であっても次のどちらかにあてはまる場合は、保険金をお支払いします。
 - ①保険契約締結の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合
 - ②その病気について、保険期間の開始時より前に、**補償対象者**【→用語20】が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合
- 保険期間の開始時より前に生じたケガ・ガンで、**保険期間の開始日**【→用語11】からその日を含めて2年を経過した後に入院等を開始した場合、保険期間の開始日以後に生じたケガ・ガンとみなし、保険金のお支払い対象となる場合があります。詳しくは、アメリカンホーム保険会社までお問い合わせください。

3 保険期間(保険のご契約期間)・保険の継続について

定期型の場合

保険期間は10年間(保険期間満了日の午後4時まで)です。この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、**保険契約者**【→用語14】・アメリカンホーム保険会社のどちらか一方より書面で別段の意思表示がない場合、この保険は満了する日と同一の内容で、また、原則として満了する日における補償対象者本人の年齢が最長90歳を超えない範囲でご継続となります。その場合、ご継続後の**保険料**【→用語18】は、補償対象者の継続契約の保険期間の開始日における満年齢および保険料率に応じた保険料となります。また、満81歳以上でご継続される場合の継続契約の保険期間は9年以下となります。(最長で満90歳の年単位の**保険始期応当日**【→用語15】までの整数年の保険期間となります。)

終身型の場合

保険期間は終身です。

- 傷害死亡保険金支払特約・積立特約(無配当型)の保険期間について
これらの特約の保険期間は10年間(特約保険期間満了日の午後4時まで)です。これらの特約の満了する日より3か月前の日までに、保険契約者・アメリカンホーム保険会社のどちらか一方より書面で別段の意思表示がない場合、これらの特約は満了する日と同一の内容で、また、原則として満90歳を迎えた年の年単位の始期応当日の午後4時まで継続となります。なお、満81歳以上で特約の継続となる場合の継続後の特約保険期間は9年以下となります。(以後の傷害死亡保険金支払特約の補償・積立特約(無配当型)はありません。)

保険料の取扱いについては、「④引受条件(保険金額・保険料など)について ■保険金額と保険料について【終身型】の場合」をご確認ください。

4 引受条件(保険金額・保険料など)について

■ご加入年齢について
パンフレット、**申込書**【→用語22】などでご確認ください。

■ご加入プランについて
ご加入にあたっては、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同種の補償内容を補償する別の保険契約などをお持ちの方は、両方の**保険金額**【→用語13】を合計してご勘案ください。年齢、健康状態・傷病歴、お仕事内容、アメリカンホーム保険会社と他社の保険金額の合計額などによりましてはご希望のプランでのお引受けができない場合や保険契約をお引受けできない場合がございます。

■保険金額と保険料について

定期型の場合
パンフレット、申込書などでご確認ください。保険料は、保険期間(10年間)を通して変わりませんが、継続時には変更となります。

終身型の場合
パンフレット、申込書などでご確認ください。保険料は、傷害死亡保険金支払特約の補償・積立特約(無配当型)に対する保険料を除き、保険期間(終身)を通して変わりません。傷害死亡保険金支払特約の補償・積立特約(無配当型)に対する保険料については、特約の保険期間(10年間)ごとに、補償対象者の継続契約の保険期間の開始日における満年齢および保険料率に応じた保険料に変更されます。

5 保険料の払込方法について

保険料のお支払いは、**毎月のお支払い(月払)**となります。お支払い方法は、以下の2通りからお選びいただけます。

⚠️ ご注意 お支払い方法が、クレジットカード払いのみもしくは口座振替のみとなる場合があります。

■クレジットカードによるお支払い
クレジットカードが有効かつ利用限度内であることの確認を行ったうえで、アメリカンホーム保険会社は、クレジットカードにより第1回保険料を領収します。第2回目以後は毎月払込期日(毎月末日)までにクレジットカード会社にクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで保険料を領収します。

■口座振替によるお支払い
保険料は、原則として保険契約者の口座より、払込期日に自動的に振替えさせていただきます。

各払込方法の詳しいスケジュールについては、パンフレット、その他重要事項などでご確認ください。

6 満期返れい金・解約返れい金・契約者配当金について

■ 満期返れい金(積立期間満了時返れい金)について

特約保険期間が満了した場合、保険料全額の払込みが完了しているときは、積立期間満了時返れい金の全額を保険契約者にお支払いします。ただし、特約保険期間の満了時において、特約保険期間の満了する日の属する月の前月または前々月もしくは前月と前々月の保険料が払い込まれていない場合は、積立期間満了時返れい金から未払込保険料を差し引いた残額をお支払いします。なお、補償対象者が亡くなられた場合、この保険契約は失効【→用語5】となり、返れい金が生じますが、ケガ死亡保険金のお支払い対象となるケガで亡くなられた場合は、この保険契約は、その保険金支払いの原因となったケガをした時に失効しケガ死亡保険金が支払われます。(ケガ死亡保険金が支払われた場合は返れい金は生じません。)

■ 解約返れい金について

定期型の場合

保険期間の途中で、この保険を解約された場合、解約返れい金【→用語11】をお受取りいただくことができます。なお、解約返れい金は、加入プラン、ご加入期間などにより異なります。ただし、加入後短期間もしくは保険期間満了近くでの解約については、解約返れい金が生じないことや、あっても非常に少額となります。詳しくは「その他重要事項【8ページ】」でご確認ください。また、解約返れい金は「保険証券【→用語16】」に記載されます。なお、補償対象者が亡くなられた場合、この保険契約は失効となり、返れい金が生じますが、ケガ死亡保険金のお支払い対象となるケガで亡くなられた場合は、この保険契約は、その保険金支払いの原因となったケガをした時に失効しケガ死亡保険金が支払われます。(ケガ死亡保険金が支払われた場合は返れい金は生じません。)

終身型の場合

解約返れい金は生じません。ただし、積立特約(無配当型)部分については、返れい金が生じます。なお、補償対象者が亡くなられた場合、この保険契約は失効となり、返れい金が生じますが、ケガ死亡保険金のお支払い対象となるケガで亡くなられた場合、この保険契約は、その保険金支払いの原因となったケガをした時に失効しケガ死亡保険金が支払われます。(ケガ死亡保険金が支払われた場合は返れい金は生じません。)

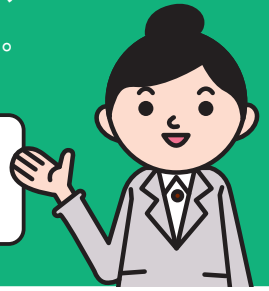
■ 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はございません。

注意喚起情報

～お申込みの際にご注意いただきたい事柄～
(新・医療総合保険)

この「注意喚起情報～お申込みの際にご注意いただきたい事柄～」は、保険契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。



- この書面は、保険契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約に際しては、「契約概要」、「その他重要事項」もあわせてご確認ください。

1 クーリング・オフについて

■クーリング・オフ制度とは

- 1) **保険契約者**【→用語14】またはお申込み人は、「保険契約の申込日」または「保険契約承諾のお知らせ受領日」のどちらか遅い日から8日以内であれば、書面により保険契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。
- 2) クーリング・オフをされた場合には、既に振替えられた**保険料**【→用語18】がある場合、保険料は全額お返しします。ただし、クーリング・オフされたのが保険期間の開始日以後の場合は、**保険期間の開始日**【→用語11】から保険契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。

■クーリング・オフの方法

- 1) クーリング・オフは、郵便(封書またはハガキ)により前述の期間内(8日以内の消印有効)に、アメリカンホーム保険会社までお申し出ください。
- 2) 郵便にはクーリング・オフをする旨を明記し、保険契約者のご署名・ご捺印のうえ、保険契約者の住所、電話番号、保険契約承諾番号(またはお客様番号)をご記入ください。

送付先	〒900-8692 私書箱第172号 アメリカンホーム保険会社 お客様サービスセンター クーリング・オフ係
-----	-------------------------------------------------------------

〈記入例〉

下記の保険契約をクーリング・オフします。	
アメホ タロウ 亜米保 太郎	印
〒130-8562 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト21階	
電話番号 XX-XXXX-XXXX	
保険契約承諾番号 XXXXXXXXXXXX	

- 1 クーリング・オフをする旨をご記入ください。
- 2 保険契約者のお名前・フリガナをフルネームでご記入ください。
- 3 捺印ください。
- 4 保険契約者の郵便番号・ご住所をご記入ください。(アパート・マンション名、部屋番号まで正確にご記入ください。)
- 5 電話番号をご記入ください。
- 6 保険契約承諾番号(またはお客様番号)をご記入ください。

2 告知義務について

■告知義務とは

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、保険契約者や**補償対象者**【→用語20】には契約上重要な事柄のうち、アメリカンホーム保険会社が告知を求めたもの(**告知事項**【→用語4】)について、本当のことを正確に告げていただく義務があります。

- 1) 保険契約のお申込みにあたっては、年齢、健康状態・傷病歴、お仕事内容、他の保険契約等(※)(アメリカンホーム保険会社と他社の保険契約)の**保険金額**【→用語13】の合計額などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいて保険契約をお引受けできるかどうか、決めさせていただいております。
- 2) 他の保険契約者との公平性を保つため、告知の内容によっては保険契約をお断りすることがあります。

(※) 他の保険契約等については、入院保険金・入院給付金のついた医療保険、入院保険、ガン保険、または同種の危険を補償する他の保険契約(同種の共済を含みます。)を告知していただきます。

■告知が事実と相違する場合

お申込みや保険契約締結の際に告げていただいた内容が本当のことと違った場合で、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として発生したケガ・ガンに対しては、**保険金**【→用語12】をお支払いできません。また、保険契約者・補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、知っている本当のことを告げなかったり、本当でないことを告げたりした場合、保険期間開始日から2年以内であれば、アメリカンホーム保険会社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。ただし、保険期間開始日から2年以内に次のどちらかにあてはまった場合は、保険期間開始日から2年を経過していても保険契約を解除することがあります。

- 1) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う損害等が生じた場合
- 2) 告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを原因としたケガ・ガンの治療を受けた場合、またはその病気と医学上重要な関係のあるガンの治療を受けた場合

また、特に重大な告知義務違反があった場合には、詐欺による取消しとなり、保険金はお支払いできない場合があります。

■告知の受領に係わる募集人の権限について

アメリカンホーム保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しております。しかし、この保険については告知受領権などは有しておりませんので、お引受けの可否についてはアメリカンホーム保険会社で判断させていただきます。アメリカンホーム保険会社の損害保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことになりませんので、告知が必要な事項につきましては、必ず**申込書・告知書**【→用語22】にご記入いただきますようお願いいたします。

3 保険責任開始期について

保険料のお支払い方法により保険責任開始期は異なります。

⚠️ ご注意 お支払い方法が、クレジットカード払いのみもしくは口座振替のみとなる場合があります。

■ クレジットカード払いの場合

クレジットカードの有効性等の確認ができた日から7日後の午前0時より保険責任開始となります。ただし、以下の1)、2)に該当する場合、保険責任は開始されません。詳しくは「その他重要事項 [9ページ](#)」でご確認ください。

- 1) アメリカンホーム保険会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合(保険契約者からクレジットカード会社へ全額お支払いの場合を除きます。)
- 2) クレジットカード会社の会員規約等に定める手続きが行われない場合。

■ 口座振替の場合

お申込みいただいてから契約手続きが完了し、第1回保険料が振替えられた日の翌日の午前0時より保険責任開始となります。



ご注意

- どちらのお支払い方法の場合も、次の(ア)・(イ)の場合は、保険期間の開始日から91日目に補償開始となります。
(ア)「ガン入院保険金・ガン手術保険金」の乳ガンの補償 (イ) ガン診断一時金の全ての補償
その他の補償については、保険期間の開始日に補償開始となります。
ただし、次の(ア)～(ウ)の場合は、特約が**無効**【→用語21】になります。
(ア)保険期間の開始日からその日を含めて90日目までに補償対象者以外の医師(この後「医師」といいます。)により、乳ガンと診断確定された場合、ガン入院保険金支払特約・ガン手術保険金支払特約は無効となります。(イ)保険期間の開始日からその日を含めて90日目までに医師によりガンと診断確定された場合、ガン診断一時金支払特約は無効となります。(ウ)保険期間の開始日より前にガンの診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらず、無効となります。
詳しくは「その他重要事項 [8ページ](#)」でご確認ください。
- 保険期間の開始日より前の事故によるケガ・保険期間の開始日より前に診断確定を受けたガンはお支払いの対象となりません。ただし、保険期間の開始日より前に発病した病気であっても次の(ア)・(イ)のどちらかにあてはまる場合は、保険金をお支払いします。
(ア)保険契約締結の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合
(イ)その病気について、保険期間の開始日より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合
- 保険期間の開始日より前に生じたケガ・ガンで、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に入院等を開始した場合、保険期間の開始日以後に生じたケガ・ガンとみなし、保険金のお支払い対象となる場合があります。詳しくは、アメリカンホーム保険会社までお問い合わせください。

4 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要」でご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の解除、復活などについて

保険料の払込については、お支払い方法ごとに次のようになります。



ご注意

お支払い方法が、クレジットカード払いのみもしくは口座振替のみとなる場合があります。

■ クレジットカード払いの場合

- 1) 第1回保険料のお支払いについては、クレジットカードの有効性等を確認できなかった場合、いかなるケガ・ガンに対しても、保険金をお支払いできません。
- 2) 第2回目以後の保険料の**払込期日**【→用語7】までにクレジットカードの有効性等を確認できず、保険料払込猶予期間の末日(クレジットカードの有効性等の確認ができなかった月の翌月末日)までに保険料(2回分)をお支払いいただけない場合、アメリカンホーム保険会社はこの保険契約を保険料払込猶予期間末日の翌日から解除することができます。保険契約が解除となった場合、それより後のケガ・ガンなどについては、保険金をお支払いできません。

■ 口座振替の場合

- 1) 第1回保険料が振替不能となった場合、いかなるケガ・ガンに対しても、保険金をお支払いできません。
- 2) 第2回目以後の保険料が2回連続して保険料の払込期日に振替不能となった場合は、保険料払込猶予期間の末日(最初に振替不能となった払込期日の翌月末日)までに保険料(2回分)をお支払いいただくこととなります。お支払い(着金)がなかった場合、アメリカンホーム保険会社はこの保険契約を保険料払込猶予期間末日の翌日から解除することができます。保険契約が解除となった場合、それより後のケガ・ガンなどについては、保険金をお支払いできません。

■ 保険契約の復活について(クレジットカード払い、口座振替共通)

保険料のお支払いがなかったことにより保険契約が解除となった場合でも、健康状態・傷病歴について告知書を提出していただき、アメリカンホーム保険会社が承認した場合には、保険契約を**復活**【→用語9】させることができます。復活可能期間は次のとおりとなります。ただし、未払込保険料をアメリカンホーム保険会社が指定する日までに一括でお支払いいただけない場合は、保険契約は復活しなかったものとします。

定期型の場合…保険契約が解除となった日からその日を含めて3か月以内

終身型の場合…保険契約が解除となった日からその日を含めて6か月以内

保険契約が解除となった場合、それより後から復活承認日の前日までに開始された入院、こうむったケガ・ガンなどについては、保険金をお支払いできません。



ご注意

積立特約(無配当型)の特約保険期間満了日の前々月の保険料については、払込期日の翌々月(特約保険期間の満了する日の属する月)の末日が保険料払込猶予期間の末日となります。特約保険期間満了日の前月または前々月もしくは前月と前々月の保険料について、この期間の末日までにお支払いがない場合、積立期間満了時返れい金から未払込保険料を差し引き、その残額を積立期間満了時返れい金としてお支払いします。

6 解約と解約返れい金について

■ 解約について

この保険契約を解約(解除)される場合には、アメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店にご連絡ください。書面での手続きをご案内させていただきます。なお、保険契約者と補償対象者が異なる場合、保険契約者の方は補償対象者の方にも保険契約者を通じて保険契約を解約できることをお伝えください。その他詳しくはアメリカンホーム保険会社にお問い合わせください。

■ 解約返れい金について

「契約概要」でご確認ください。

7 損害保険契約者保護機構について

万一引受保険会社の経営が破綻した場合には、**保険金**【→用語12】、返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。その場合、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、以下のとおり補償されます。

新・医療総合保険の保険金・**解約返れい金**【→用語1】(【定期型】の場合)などは原則として90%まで補償されます。ただし、積立部分の解約返れい金、積立期間満了時返れい金などについては、80%の補償となります。

8 お客様に関する個人情報の取扱いについて

アメリカンホーム保険会社は、皆様にご信頼いただき選んでいただける保険会社となるため、皆様の大事な個人情報の保護を重要な社会的責務であると認識しております。

具体的には、以下の基本方針に基づき、皆様の個人情報の保護に取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的

アメリカンホーム保険会社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかには利用することはありません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) アメリカンホーム保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の収集

アメリカンホーム保険会社は、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。なお、アメリカンホーム保険会社では、お電話や書面などの通信手段によりご提供された情報(音声を含む)を記録あるいは保存させていただく場合があります。

3. センシティブ情報のお取扱い

お客様の保健医療等に関する個人情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき利用目的が限定されています。アメリカンホーム保険会社は、これらの利用目的以外にお客様の保健医療等に関する個人情報(センシティブ情報)を取得、利用または第三者提供を行いません。

4. 個人情報の提供

アメリカンホーム保険会社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲において、業務を外部(保険取扱代理店を含む)へ委託する場合
- (3) ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- (4) 再保険の手続きをする場合
- (5) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他法令に根拠がある場合

5. 個人情報取扱いに関するお問い合わせ先・ウェブサイトのURL

アメリカンホーム保険会社の個人情報保護に関する考え方、取り組み方針についての詳細は、アメリカンホーム保険会社ウェブサイト(<http://www.americanhome.co.jp>)をご覧ください。

お問い合わせ窓口	アメリカンホーム保険会社 個人情報お問い合わせ窓口 03-3624-2571 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)
----------	---------------------------------------------------------------------

9 この保険契約への乗り換えについて

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、この保険契約を新たに申し込むことをご検討されている場合は、一般的に次の点について、**保険契約者**【→用語14】にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約返れい金は、払込み保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間での解約については、解約返れい金が発生しないことや、非常に少額となることもございます。また、同様に、契約者配当金についても、お受取りできなくなる場合がございます。
- 新たにお申込みいただくこの保険契約については、あらかじめ告知が必要となります。「現在の保険契約の解約・減額を前提とした新たにお申込みいただくこの保険契約」の場合は、「新たにお申込みいただくこの保険契約の**保険期間の開始日**【→用語11】」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による保険契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告げていただく必要がある健康状態・傷病歴などがある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、そのことを正しく告げていただかなかったために解除・取消しとなることもありますので、ご注意ください。
- 新たにお申込みいただくこの保険契約の**保険料**【→用語18】については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額される現在ご契約中の保険契約とは別に設定されていることから、保険料が異なることがあります。
- 新たにお申込みいただくこの保険契約の保険責任開始期前の発病などの場合は、保険金が支払われないことがあります。

「契約概要」、「注意喚起情報」の質問やその他ご相談などのお問い合わせ先は以下のとおりとなります。

商品・お手続きに関するお問い合わせなどには専門のオペレーターが ていねいにお答えします。お気軽にお電話ください。	アメリカンホーム保険会社 0120-451-380 お客様サービスセンター 受付時間 9:00~18:00(年末年始を除く)
アメリカンホーム保険会社へのその他のご意見・ご要望・苦情などは、 右記にお電話ください。	アメリカンホーム保険会社 0120-353-031 ご相談窓口 受付時間 平日/9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

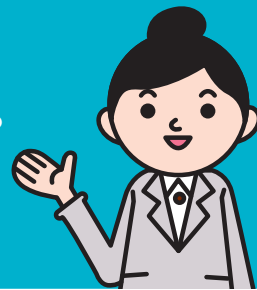
アメリカンホーム保険会社の契約する指定紛争解決機関について

アメリカンホーム保険会社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。アメリカンホーム保険会社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。
保険オンブズマン 03-5425-7963 受付時間 平日/9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
ウェブサイト www.hoken-ombs.or.jp/

その他重要事項

～その他ご確認いただきたい事柄～
(新・医療総合保険)

この「その他重要事項」は、
ご契約にあたってご確認いただきたい事項や
「契約概要」・「注意喚起情報」についての
補足的情報をまとめたものです。



I ご契約の際にご注意いただきたい事柄について

1. インターネット割引について

ウェブサイトによるご契約の場合、初年度の月払保険料(1回目～12回目)を割引します。ただし、同じ商品で既にインターネット割引の適用を受けた契約がある場合には対象外となります。なお、ウェブサイトによるご契約では保険料お支払い方法がクレジットカード払いのみとなります。

2. 申込書と告知書について

1) 申込書と告知書

申込書【→用語22】はアメリカンホーム保険会社と契約内容を取り決め、**告知書**【→用語22】は健康状態・傷病歴などをお知らせいただく、共に大切な書類です。

- 申込書：保険契約者ご自身がご記入のうえ、お書きになった内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご捺印をお願いします。保険契約者と**補償対象者**【→用語20】が異なる場合の補償対象者欄は補償対象者ご自身でご記入・ご捺印をお願いします。
- 告知書：補償対象者ご自身が本当のことをありのままご記入をお願いします。

2) 告知事項【→用語4】の概要

この商品の申込書・告知書で告知いただく事項は次の通りです。

- (ア) 補償対象者の生年月日
- (イ) 補償対象者の性別
- (ウ) 補償対象者のお仕事内容
- (エ) 補償対象者の保険契約者との続柄
- (オ) 補償対象者の健康状態・傷病歴
 - a. 現在の治療・投薬の有無、現在までに「ガン(「悪性腫瘍」・「肉腫」等を含みます)」にかかったことの有無、妊娠中か否か
 - b. 最近3か月以内の医師の診察・医師の治療・医師の処方による投薬の有無・内容、医師による検査での異常の指摘の有無・内容
 - c. 過去2年以内の健康診断・ガン検診・人間ドックでの異常の指摘の有無・内容
 - d. 過去3年以内の7日間以上の入院の有無・内容
 - e. 視力・聴力・言語・そしゃく機能の障害の有無・内容、手・足・指の欠損や機能の障害・背骨の変形や障害の有無・内容
 - f. 特定の病気に関する持病・既往症の有無
 - g. (女性の場合) 女性特有の病気について過去5年以内の医師の診察・医師の治療・医師の処方による投薬の有無・内容、医師による検査での異常の指摘の有無・内容
- (カ) 補償対象者の身長・体重
- (キ) 補償対象者の喫煙の有無(本数/日)
- (ク) 補償対象者の他の保険契約等の有無・内容
- (ケ) 補償対象者の現在までに保険金を請求したことの有無・内容



ご注意

告知事項につきましては、必ず申込書・告知書上でご確認ください。

3. 保険証券等について

保険証券【→用語16】と告知書の写しをご確認のうえ、大切に保管してください。

- 1) 保険契約をお引受けした後、保険期間の開始日から約1か月後にアメリカンホーム保険会社は保険証券と告知書の写しを保険契約者宛にお送りします。
- 2) 書かれている内容が、お申込みの際のものとは異なっていないか、告知内容に誤りがないか必ずご確認ください。万一内容が異なっていたり、不明な点などがありましたら、アメリカンホーム保険会社までご連絡ください。

4. 保険契約の無効・取消しについて

1) 保険契約の無効【→用語21】

保険金の不法な取得を目的として保険契約が締結された場合、保険契約は無効となります。

2) 保険契約の取消し

保険契約締結に際して保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者の詐欺等の行為があった場合、アメリカンホーム保険会社はこの保険契約を取り消すことができます。

5. 特約の無効について

- 1) 補償対象者が、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に、補償対象者以外の医師により、乳ガンと診断確定された場合、ガン入院保険金支払特約・ガン手術保険金支払特約は無効となります。なお、この場合の既に払込済みの保険料の取扱いは次のとおりとなります。
 - 保険契約締結後、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に乳ガンの診断確定を受けた場合：既に払込済みの保険料がある場合は、その保険料を保険契約者に返還します。
- 2) 補償対象者が、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に、補償対象者以外の医師により、ガンと診断確定された場合、ガン診断一時金支払特約は無効となります。なお、この場合の既に払込済みの保険料の取扱いは次のとおりとなります。
 - 保険契約締結後、保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にガンの診断確定を受けた場合：既に払込済みの保険料がある場合は、その保険料を保険契約者に返還します。
- 3) 保険契約締結以前にガンと診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか知らなかったかにかかわらず、ガン入院保険金支払特約・ガン手術保険金支払特約・ガン診断一時金支払特約は無効となります。なお、この場合の既に払込済みの保険料の取扱いは次のとおりとなります。
 - 保険契約者・補償対象者のどちらも診断確定を受けていたことを知らなかった場合で既に払込済みの保険料がある場合は、その保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが診断確定を受けていたことを知っていた場合には、保険料を返還しません。
- 4) 契約概要②補償内容について「ご注意(傷病歴の告知と保険金のお支払いの関係について)」および、注意喚起情報③保険責任開始期について末記のご注意に書かれている内容(保険期間の開始日より前に生じたケガ・病気で、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に入院等を開始した場合、保険期間の開始日以後に生じたケガ・病気とみなし、保険金のお支払い対象となる場合があります。)に関わらず、上記1)～3)にあてはまる場合は1)～3)に書かれているとおり、各特約が無効となります。

6. 返れい金について

定期型の場合

保険期間【→用語10】の途中で、この保険を解約された場合、解約返れい金をお受取りいただくことができます。ただし、解約返れい金は払込保険料の合計額よりも少ない額となります。特にご加入後短期間もしくは保険期間満了近くでの解約については、解約返れい金が生じないことや、あっても非常に少額となります。なお、補償対象者が亡くなられた場合、この保険契約は**失効**【→用語5】となり、返れい金が生じますが、ケガ死亡保険金のお支払い対象となるケガで亡くなられた場合は、この保険契約は、その保険金支払いの原因となったケガをした時に失効しケガ死亡保険金が支払われます。(ケガ死亡保険金がお支払された場合は返れい金は生じません。)

【解約返れい金が少額となる一般的な理由】

払い込みいただく保険料は、保険金のお支払いに、また他の一部を損害保険事業の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理などの経費)にあてられます。したがって、解約返れい金をお支払いする場合でも、お支払いいただいた保険料と比べて少額となります。

● 解約返れい金の額は、**契約年齢(ご加入年齢)**【→用語2】、保険期間、性別、経過年数などにより異なります。また契約後に契約内容の変更が発生した場合は、変更前の契約と比べて異なります。

[補償対象者本人(男性)が満50歳で3,000円コースにご加入の場合(月払保険料 3,000円)の例]

1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
23,086円	49,483円	76,030円	102,066円	127,516円
6年後	7年後	8年後	9年後	
152,296円	176,323円	199,474円	221,600円	

(注) 前記は一例であり、解約返れい金をご契約タイプや保険期間の開始日における補償対象者の年齢、性別、経過年月等によって異なります。

終身型の場合

解約返れい金【→用語11】は生じません。ただし、積立特約(無配当型)部分については返れい金が生じます(右表の例をご確認ください。)。なお、補償対象者【→用語20】が亡くなられた場合、この保険契約は失効【→用語5】となり、返れい金が生じますが、ケガ死亡保険金のお支払い対象となるケガで亡くなられた場合は、この保険契約は、その保険金支払いの原因となったケガをした時に失効しケガ死亡保険金が支払われます。(ケガ死亡保険金が支払われた場合は返れい金は生じません。)

【補償対象者本人(男性)が満50歳で3,000円コースにご加入の場合(加入時の月払保険料 3,000円)の例】

1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
16,793円	33,833円	51,135円	68,699円	86,534円
6年後	7年後	8年後	9年後	
104,642円	123,025円	141,693円	160,649円	

(注)前記は1年後から9年後までの一例であり、解約返れい金をご契約タイプや保険期間の開始日における補償対象者の年齢、性別、経過年月等によって異なります。

II お申込みから補償の開始までの流れについて

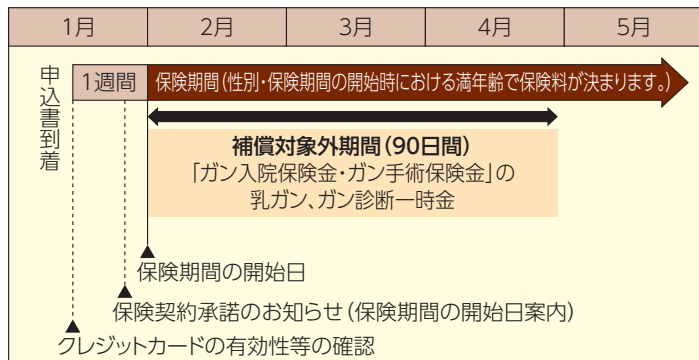
<ウェブサイトによるご契約の場合は、クレジットカード払いによるお手続きとなります。>



ご注意 お支払い方法がクレジットカード払いのみまたは口座振替のみとなる場合があります。

1. 保険料クレジットカード払いの場合

お申込みから補償開始までの標準的な流れは次の図のとおりとなります。(例)



なお、クレジットカード会社(この後「カード会社」といいます。)にお届けの口座からの振替日は、各カード会社によって異なります。カード会社より送付される「ご利用明細」にてご確認ください。

1) 保険期間【→用語10】の開始について

保険期間は、申込書【→用語22】がアメリカンホーム保険会社に到着後、クレジットカードの有効性等を確認した日の7日後の午前0時に開始します。なお、申込書に記入・捺印漏れやアメリカンホーム保険会社で確認を要する事項がある場合、および年末・年始や土・日・祝日等によりましては、前述のスケジュールと異なる場合があります。

2) 保険料【→用語18】の払込方法と保険責任の開始について

保険料の払込方法【→用語19】はクレジットカードによる毎月のお支払い(月払)となります。月々の保険料は、保険料クレジットカード払特約の規定に基づくクレジットカード(アメリカンホーム保険会社指定のものに限り、この後「クレジットカード」といいます。)によるお支払いとなります。

(ア) 保険契約者【→用語14】は、カード会社との間で締結した会員規約等に基づくクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

(イ) 保険料のお支払いに使用するクレジットカードについては申込書がアメリカンホーム保険会社に到着次第、速やかにクレジットカードの有効性等を確認させていただきます。クレジットカードが有効かつ利用限度額内であることの確認を行ったうえで、アメリカンホーム保険会社はクレジットカードによる保険料のお支払いを承認します。この時点で、第1回保険料を領収したものとします。ただし、クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険責任は開始いたしません。

(ウ) クレジットカードの有効性等の確認ができた日から7日後の午前0時に保険責任が開始します。ただし次のa.、b.のどちらかに該当する場合、保険責任は開始されません。

a. アメリカンホーム保険会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。(保険契約者からカード会社へ全額お支払いの場合を除きます。この場合、アメリカンホーム保険会社は保険契約者に直接保険料を請求することがあります。保険契約者から遅滞なく保険料が支払われなかった場合には、保険金【→用語12】をお支払いできないことがあります。また、その場合、保険契約が解除となることがあります。

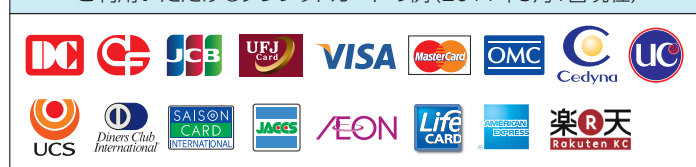
b. カード会社の会員規約等に定める手続きが行われない場合。

(工) 第2回目以後の保険料の払込期日【→用語7】は毎月末日とします。アメリカンホーム保険会社は毎月、払込期日までにカード会社にクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料のお支払いの承認をします。この時点で、第2回目以後の保険料の領収をしたものとします。ただし、次のa.、b.のどちらかに該当する場合、払込期日までに保険料を領収したものとします。

a. アメリカンホーム保険会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合(保険契約者からカード会社へ全額お支払いの場合を除きます。この場合、アメリカンホーム保険会社は保険契約者に直接保険料を請求することがあります。保険契約者から遅滞なく保険料が支払われなかった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、その場合、保険契約が解除となることがあります。

b. カード会社の会員規約等に定める手続きが行われない場合。

ご利用いただけるクレジットカードの例(2011年3月1日現在)



3) 補償(支払責任)の開始について

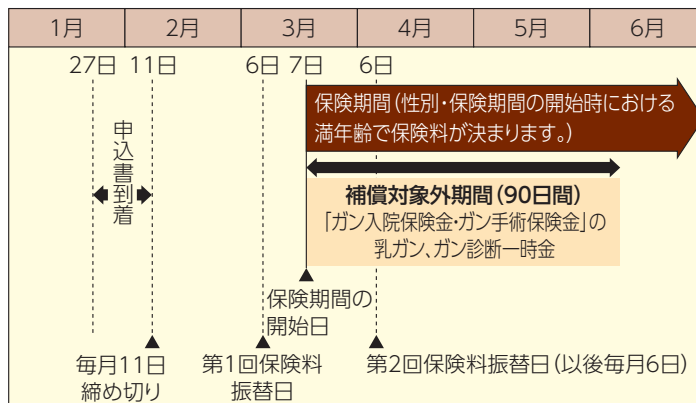
「ガン入院保険金・ガン手術保険金」の乳ガン、ガン診断一時金についての補償は、保険期間の開始日【→用語11】からその日を含めて91日目開始となります。「ガン入院保険金・ガン手術保険金」の乳ガン以外のガン、ケガの死亡補償については、保険期間の開始日に補償開始となります。

2. 保険料預貯金口座振替の場合

ご契約の流れは次の通りとなります。

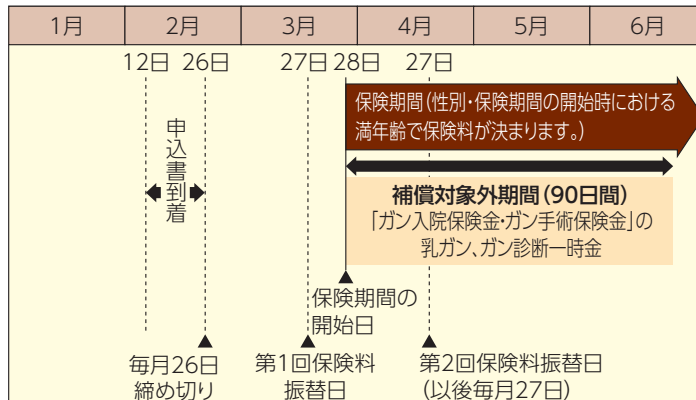
● 毎月27日から翌月11日までに申込書がアメリカンホーム保険会社に到着しますと、翌々月6日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に第1回保険料を振替えさせていただきます。

(例) 1月27日から2月11日までに申込みの場合



● 毎月12日から26日までに申込書がアメリカンホーム保険会社に到着しますと、翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に第1回保険料を振替えさせていただきます。

(例) 2月12日から2月26日までに申込みの場合



●振替日(6日または27日)をお選びいただく場合
振替日は、前述のとおり原則として申込書の到着日によって決まりますが、ご希望により、振替日をご指定いただくこともできます。振替日を6日または27日のどちらかにご指定される場合は、申込書にご希望の振替日をご記入ください。なお、保険期間の開始などのスケジュールは、前述のとおりとなります。

- 1) 保険期間の開始について
保険期間は、第1回保険料振替日の翌日の午前0時に開始します。なお、申込書に記入・捺印漏れやアメリカンホーム保険会社で確認を要する事項がある場合、および年末・年始や土・日・祝日等によりましては、前述のスケジュールと異なる場合があります。
- 2) 保険料の払込方法と保険責任の開始について
保険料の払込方法は預貯金口座振替による毎月のお支払い(月払)となります。

- (ア) 保険料は保険契約者の預貯金口座より、**保険証券**【→用語16】に書かれている払込期日に自動的に振替えさせていただきます。毎月27日から翌月11日までにアメリカンホーム保険会社に申込書が到着しますと、翌々月6日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に第1回保険料を振替えさせていただきます。毎月12日から26日までにアメリカンホーム保険会社に申込書が到着しますと、翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に第1回保険料を振替えさせていただきます。
- (イ) 第1回保険料が振替えられた日の翌日午前0時に保険責任が開始します。
- (ウ) 第2回目以後の保険料については毎月保険証券に書かれている払込期日に口座振替を行います。

- 3) 補償(支払責任)の開始について
「ガン入院保険金・ガン手術保険金」の乳ガン、ガン診断一時金についての補償は、保険期間の開始日からその日を含めて91日目開始となります。「ガン入院保険金・ガン手術保険金」の乳ガン以外のガン、ケガの死亡補償については、保険期間の開始日に補償開始となります。



III ご契約後にご注意いただきたい事柄について

ご契約内容に変更が生じる場合はご連絡ください。

次のいずれかに該当する事項が発生した場合は、アメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店まで速やかにご連絡ください。

- 補償対象者が亡くなった場合
- お申込み時に告知いただいた事項(年齢・性別等)に訂正がある場合
訂正後の実際の告知事項【→用語4】(年齢等)がアメリカンホーム保険会社の定める引受範囲外の場合、お引受けできませんのであらかじめご了承ください。告知事項(年齢・性別等)の訂正に伴う保険料をお支払いいただけない場合には、保険金が削減されることがあります。
- 保険契約者・補償対象者の住所変更、結婚等による氏名等の変更、指定代理人の変更等

⚠️ ご注意

- ① 保険期間の途中で定期型から終身型、および終身型から定期型への変更はできません。
- ② 保険料を増額するプラン変更(例: 4,000円コースから5,000円コースへの変更)はできません。なお、保険料を減額するプラン変更はできますが、その際にはこのパンフレットに記載されているプランとならない場合があります。
- ③ 保険料払込方法(クレジットカード払い・口座振替)の変更はできません。

IV 保険金等のご請求のお手続きについて

1. 保険金等のお支払い事由の通知

保険金等のお支払い事由(保険金等のお支払い対象となる入院の開始、手術など)発生の場合はその状況や程度を速やかに書面にてアメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店までご連絡ください。

保険金等のお支払い対象となる事由発生の日(航空機または船舶の行方不明または遭難の場合、行方不明となった日または遭難した日)からその日を含めて30日以内に正当な理由がなくアメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店にご通知のない場合、それによってアメリカンホーム保険会社がかうむった損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

また、正当な理由がなく知っている本当のことをご通知いただけなかったり、本当でないことをご通知いただいた場合もそれによってアメリカンホーム保険会社がかうむった損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。なお、保険制度が健全に運用され、不正な保険金等の請求を防止しつつ、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、アメリカンホーム保険会社の保険事故並びに保険契約等に関する所定の情報を他の保険会社等と共同して利用しています。情報は、上記目的以外には用いません。

2. 保険金等のご請求の手続き

- 1) 保険金等のご請求にあたっては下表の書類をご提出ください。
(注1) 下表以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- (注2) 保険金等の請求にあたってご提出いただく書類に係る費用は原則としてお客様のご負担となります。

表<提出書類>一覧

提出書類	保険金等種類			
	ガン入院保険金	ガン手術保険金	各診断一時金	ケガ死亡保険金
保険金請求書	○	○	○	○
保険証券	○	○	○	○
アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書	○	○	○	○
公の機関(※1)の事故証明書				○
補償対象者・保険金等を受け取るべき者のどちらかの印鑑証明書	○	○	○	○

<続く>

表<提出書類>一覧

<続き>

提出書類	保険金等種類			
	ガン入院保険金	ガン手術保険金	各診断一時金	ケガ死亡保険金
死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定がない場合は、補償対象者の法定相続人)の印鑑証明書				○
補償対象者の戸籍謄本				○
法定相続人の戸籍謄本				○
医師(※2)による、アメリカンホーム保険会社の定める診断書	○	○	○	
入院日数が書かれている病院等の証明書類	○			
手術の内容を証明する医師(※2)の診断書		○		
補償対象者が亡くなった場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか	○	○	○	○
保険金等の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金等の請求を第三者に委任する場合のみ)	○	○	○	○
運転資格を証明する書類(※3)				○
アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	○	○	○	○

- (※1) やむを得ない場合には、第三者をいいます。
(※2) 補償対象者以外の医師をいいます。
(※3) 自動車等を運転している間に生じた事故の場合に限ります。

2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく上記の○を付した書類を提出されない場合、または正当な理由がなく提出された書類について知っていることを書かなかつたり、本当でないことを書いた場合は、それによってアメリカンホーム保険会社がかうむった損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

3. 保険金請求代理人

この保険の保険金等(※1)は、原則として、**補償対象者**【→用語20】が請求することとなっております。ただし、補償対象者に保険金等を請求できない事情がある場合には、アメリカンホーム保険会社の承認を得て、以下の順位に従って補償対象者の代理人として保険金等の請求をすることができます。つきましては、ご契約後は、1)～5)の方に補償対象者の代理人として保険金等の請求ができる旨ご周知ください。

- 1) 指定代理人(申込書【→用語22】に記載されています。)
- 2) 補償対象者の代理人
- 3) 補償対象者と同居・生計を共にする配偶者(※2)
- 4) 補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族
- 5) 3)以外の配偶者(※2)・4)以外の3親等内の親族(※1)ケガ死亡保険金を除きます。(※2)法律上の配偶者に限ります。

V その他ご注意いただきたい事柄

ガン入院保険金・ガン手術保険金・ガン診断一時金の支払対象となるガンについての補足

ガン入院保険金・ガン手術保険金・ガン診断一時金の支払対象となるガンとは、それぞれ下表の1)、2)に定めるものをいい、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1) 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	

<続>

1) 悪性新生物

<続き>

分類項目	基本分類コード	支払要件
尿路の悪性新生物	C64-C68	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。

2) 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。

(注) 上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取扱います。

<普通保険約款(やっかん)【→用語23】>

■新・医療総合保険 普通保険約款(やっかん)
通信販売に関する特則付

<適用特約>

ガン入院保険金支払特約/ガン手術保険金支払特約/ガン診断一時金支払特約/傷害死亡保険金支払特約/積立特約(無配当型)/訴訟の提起に関する特約/死亡保険金受取人に関する特約/返還保険料の不精算に関する特約<終身型>をご契約の場合/保険期間の異なる特約の自動継続特約<終身型>をご契約の場合/保険料クレジットカード払特約<クレジットカード払いをご選択の場合>/保険金請求に関する特約(補償対象者のみ用)<代理請求を希望しない場合>

■引受保険会社

アメリカンホーム保険会社

〒130-8562 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト21階
ウェブサイト www.americanhome.co.jp